

鴻巣市 Instagram 観光大使（KONOSTagram 観光大使）の運用及び募集に関する要項

1 鴻巣市 Instagram 観光大使の名称

「KONOSTagram 観光大使」（以下、「コノスタ観光大使」という。）

2 目的

Instagram を活用し、市民が主体的かつ積極的に観光情報等を発信し、本市のイメージアップを図るため「鴻巣市 Instagram 観光大使（KONOSTagram 観光大使）」を任命し、その運用及び募集に関する事項を定めるものである。

3 応募資格

コノスタ観光大使に応募する者（以下、「応募者」）は、以下の条件をすべて満たす必要がある。（年齢、性別、フォロワー数は一切不問）

- ・鴻巣市が好き、鴻巣市の良さや観光情報を広く発信できること
- ・Instagram の公開アカウントを所有していること
- ・鴻巣市の公式アカウント「@konosu_city_tourism_official」をフォローしていること
- ・過去 1 か月以内に本市に関する投稿を 1 回以上投稿していること
- ・任命後、月 2 回以上投稿できること
- ・未成年者の場合は、保護者の同意を得ていること
- ・コノスタ観光大使の応募や活動にかかる通信料その他一切の費用を負担できること
- ・日本国内在住であること
- ・埼玉県迷惑行為防止条例を遵守できること
- ・本運用の内容を予告なく変更することを承認できること

4 応募方法

応募者は、本運用及び募集に関する要項をよく理解の上、応募することとする。

別途定める応募用紙に必要事項を全て記入のうえ、8月1日(金)から8月29日(金)までの間に、メール、郵送、Instagram 内ダイレクトメッセージ、持参のいずれかの方法にて申込みを行う。

応募用紙は商工観光課窓口にて配布しているほか、鴻巣市 HP からダウンロードできる。

5 募集人数 ※選考あり

5 名程度

6 任命までの流れ

（１）鴻巣市公式 Instagram のアカウントをフォロー

- (2) 応募方法により申込み
- (3) 事務局で選考のうえ、応募者に結果を連絡（9月下旬頃）
- (4) 10月1日から活動開始

※任命された方は、鴻巣市公式アカウントにてリポストして紹介発表

※リポストとは、他のユーザーの投稿を借りて自分のアカウントに引用、シェアする機能

7 任命の選考基準

- (1) 投稿頻度
- (2) 投稿内容
- (3) 画質の良さ

※選考に関する問合せには一切答えないものとする

8 活動内容

本市の魅力、旬な情報、観光スポット、ご当地グルメ、イベント情報などを、鴻巣市公式アカウントをタグ付けのうえ、「#鴻巣カメラ部」のハッシュタグを付けて自らのInstagramアカウントから発信する。

9 活動期間

令和7年10月1日～令和8年9月30日の1年間

自動更新はなく、活動期間が終了次第解散とする。

なお、継続を希望する場合は、再度応募のうえ再任は妨げないものとする。

10 特典

コノスタ観光大使の活動に対し、報酬・その他謝礼等の支払いは行わない。ただし、情報提供や交流の一環として地域の特産品等の提供を行うことはこの限りでない。

また、被写体の魅力が伝わる投稿は、鴻巣市公式アカウントでリポストするほか、観光パンフレットやポスター、その他観光PRに採用することがある。

11 連絡方法等について

- (1) 任命の際は、本市公式アカウント

「@konosu_city_tourism_official」より、Instagramのダイレクトメッセージにて本人に連絡する。

- (2) 任命後の連絡は、原則Instagramのダイレクトメッセージにより行う。

12 投稿情報の利用

コノスタ観光大使は、自身の投稿の鴻巣市公式アカウントによるリポスト、観光パンフレットやホームページへの二次利用の際に個別の承諾及び対価の支払いが必要ないことを承

認しているものとする。

13 禁止事項

市は、コノスタ観光大使が以下に該当する行為（及び投稿）を行ったと判断した場合、投稿の一時停止、投稿内容の修正または削除を指示できるものとし、指摘を受けた者は直ちに市の指示に従うものとする。また、その指示に従わない場合は、任命を取り消すことができる。

- 本運用を妨げる又は違反する行為
- 過度な写真の合成等により、閲覧者に不快感や誤解を与える行為
- 他人を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を害する行為
- 他人の財産、プライバシー、肖像権、著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- 営利を目的とした情報提供、広告宣伝もしくは勧誘行為
- 公序良俗に反する行為
- 観光大使として、適格性を欠く行為
- Instagram の利用規約やコミュニティガイドラインを逸脱した行為
- その他市長が不適當と認める行為

14 免責事項

- (1) 市は、コノスタ観光大使の活動に関連して生じたいかなる損害に関して、市の故意または重大な過失がない限り、一切の責任を負わないものとする。
- (2) 市は、コノスタ観光大使の承諾の有無にかかわらず、その活動の一時中断、停止、中止又は廃止することができる。この場合において、観光大使に不利益又は損害が発生しても、市は一切の責任を負わないものとする。

15 個人情報の取扱い

提供を受けた個人情報は、コノスタ観光大使の任命、運用に関する連絡、特典の送付以外には使用しないものとする。

16 本運用の変更

市は、必要と判断した場合、コノスタ観光大使に予告なく、本運用の内容を変更できるものとする。なお、運用を変更した場合は、Instagram のダイレクトメッセージにてコノスタ観光大使に通知し、コノスタ観光大使は改定後の運用に従うものとする。

17 施行日

この運用方針は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

付則

この運用方針は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

付則

この運用方針は、令和5年8月1日から施行する。

付則

この運用方針は、令和7年8月1日から施行する。